

■賃貸借契約関連

部屋を解約したい。管理会社は三和住宅ではないが対応してもらえるか

三和住宅が解約手続きを承ることが出来るのは、

1. 三和住宅が貸主の賃貸住宅
2. 貸主から管理をお預かりしている賃貸住宅

のいずれかのみです。

それ以外の賃貸住宅でも、入居契約の仲介にいらしていただく事がありますが、解約退居時につきましてはお住まいの建物を管理する管理会社か、もしくは貸主が管理する賃貸住宅では貸主が直接承ります。

お住まいの賃貸住宅の管理会社は、入居契約時にご説明・取交しを行う「重要事項説明書」の「管理の委託先」欄に記載されています。"なし"と記載されている場合（或いは空欄の場合もあるかもしれません）は、賃貸借契約書に記載の貸主へ直接ご連絡下さい。

借主からの解約のお申出は、賃貸住宅の場合、解約しようとする日（解約日）の1ヶ月前までに、貸主に文書で通知することが一般的な契約上の規定ですが、ご契約頂いた戸室の賃貸借契約の内容にもよりますので、必ずお手持ちの賃貸借契約書の解約に関する状況をご確認の上、お手続き下さい。

一意的なソリューション ID: #1019

製作者: Sanwa-Jyutaku

最終更新: 2014-09-30 13:10